

○浜田市空家等対策の推進に関する条例

平成28年12月22日

条例第49号

(浜田市空家等対策協議会の設置)

第9条 法第7条第1項の規定に基づき、浜田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の委員等)

第10条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものをもって構成する。

(1) 地域住民の代表者

(2) 市議会の議員

(3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあつては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。